

松前町スマイル応援補助金の補助対象経費と補助対象外経費の例示（参考）

※この例示にないもの、不明なものについては、お問い合わせください。

※領収書等支払いしたことの証明書類がない場合は、対象外となります。

・まちづくり・ものづくり事業

項目	補助対象経費	補助対象外経費
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業を実施するために一時的に人員を雇用するための経費 ● 会場設営・撤去のために臨時的に雇用する作業員及びアルバイト等の賃金 ● イベント会場の警備や交通整理のために臨時的に雇用する警備員及びアルバイト等の賃金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請団体、実行委員会の構成員の手当 ● 申請団体の事務補助に従事する臨時職員の賃金、手当（時間外手当等） ● 実行委員会等が事務局を置く団体等に勤務する職員及び事務補助に従事する臨時職員の給与、手当
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会・研究会等の講師への謝礼金 ● 演奏会・アトラクション等の出演料 ● 演技・演奏等の指導料 ● 贈呈品（賞金、賞品、景品、花束等） ● 謝礼品（金券類、菓子類） ● 記念品（イベント等で配布する記念品。原則として単価が1万円未満のものに限る） ● イベント等で来場者に配布する景品等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請団体、実行委員会の構成員に対する日当及び謝礼 ● 賞品等の目的以外で、イベントや大会の参加者に配布する金券類（温泉券、食事券等） ● 官公庁、企業、事業関係者に対する手土産等 <p>※1件の金額が補助上限額(30万円)を超える賞金は補助対象外</p>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業遂行のために申請団体等の役職員に支給する旅費・日当及び費用弁償 ● イベント等での講師・出演者、指導者の交通費及び宿泊料（食事代は除く） ● 事業遂行に必要な打ち合わせや下見に係る旅費 <p>※原則として、実費相当額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請団体、実行委員会の構成員のみを対象にした研修や視察 ● 助成事業の実施に直接関係のない会議又は打ち合わせ ● 関連団体の総会等に出席するための旅費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業遂行のために必要な消耗品・材料費、教材代 ● 緑化事業に使用する花苗等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象外経費の執行に伴う消耗品
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント等で地場産品のPR等を目的に来場者等に無償又は低廉な価格で販売するための食材等の仕入れ経費（酒類を除く。なお、地場産の酒類をPRする目的を有する場合は対象とする） <p>※飲食物を販売する場合、事業全体の決算で余剰金が生じた際には、余剰金を控除した額を補助対象経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● イベント等での講師・出演者、指導者の食事代（イベント開催日に限る） ● ものづくり事業で食品開発を行う際の原材料 	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント参加者の飲食に供する食事及び食材、飲料等 ● イベント運営に従事するスタッフ等に提供する食事及び食材、飲料等 ● 研修会、会議等で提供する食事及び食材、飲料等 ● 懇親会及び交流会、反省会に係る経費 ● イベント等の樽酒や振る舞い酒（地場産の酒類をPRする目的で試飲等に供するものを除く） ● 補助対象外の食糧費の執行に付随して発生する支出についても助成対象外経費として取り扱います。（食事等に使用した食器類等の関連経費）
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業遂行のために必要な車両、発電機、照明、暖房機器の燃料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所等施設の維持管理に要する燃料費 ● 使用料及び代金が他の用務に供したものと区別することができない公用車等の燃料費

項目	補助対象経費	補助対象外経費
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業遂行のために必要なチラシ、ポスター、パンフレット、報告書等の印刷製本に要する経費 ● 事業の記録に係る写真等のプリント費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント等に関係なく、複数年度にわたる使用を目的としたチラシ、ポスター、パンフレット等（ものづくり事業は対象） ● 既存のパンフレット・マップ類の増刷 ● 事業の申請年度内に費消することができない数量のチラシ、ポスター、パンフレット等（ものづくり事業は対象） ● 次年度以降に実施するイベント等のみのPRを目的としたチラシ、ポスター、パンフレット等（ものづくり事業は対象） ● 発行者として事業実施主体である実行委員会等の名称表示が無い又は異なる団体等の名称を表示した印刷物等
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業遂行のために必要な郵便料金などの通信運搬費 ● 実行委員会等がイベント等に事業実施のために使用する携帯電話使用料（仕様用途が区分できるものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実行委員会等の事業実施主体が事務局を置く団体が支出し、他の用務に係る使用料と区別することができない経費（電話料、インターネット回線料、郵送料等） ● バスの回数券、タクシーチケット購入費
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業遂行上必要な傷害・損害賠償保険 	左記以外
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント会場等の施設及び用地の借上費 ● 音響機材等借上費 ● 乗用車、バス、トラック等の借上費（概ね1週間程度の短期間に限る） ● 高速道路使用料、駐車場使用料 ● 著作権使用料 ● 道路使用許可申請手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実行委員会等の事務所使用に係る家賃等 ● 乗用車、バス、トラック等の長期的なリース（使用期間が概ね1週間を超える場合）に伴う費用 ● 契約期限満了後に備品等の使用者に所有権が移転することを定めたリース契約に係る経費 ● 交流会や懇親会等のうち飲食費が含まれた会場使用料
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施に必要な材料等（木材等） <p>※イベント等で提供する食材やものづくりで食品を製作する際の食材は食糧費として取り扱う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所等施設の維持管理に要する材料等
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施に必要なと認められる備品。 ● 交流イベント事業においては、翌年度以降も継続開催が見込まれる事業であり、総事業費の概ね30%以内を上限とする。 ● ものづくり事業においては、購入備品が商品化等につなげるために必要不可欠なものであること。 ● <u>上記補助対象経費の3/4以内を補助金の算定とする。</u> <p>※右記のものでも、事業内容により、補助対象として認められる場合もある。</p> <p>※購入金額が1万円未満の物品は消耗品として取り扱う。</p> <p>※購入する品目及び数量等が、事業遂行のために必要とは認められない場合は、助成対象外経費とする。</p> <p>※ただし、対象外経費の執行に係る消耗品の購入経費は、原則として助成対象外経費として取り扱う。</p>	<p>助成対象外経費となる主な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パソコン及びソフトウェア、付属機器類、カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、CDプレイヤー等 ● シュレッダー、プリンター、スキャナー ● ストープ、エアコン、空気清浄機、扇風機、加湿器 ● 冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、テレビ、HDDレコーダー ● ポット、コーヒーメーカー等 ● 電話機、FAX、無線機、各種通信機器（バッテリー及びアンテナ類等の付属品を含む） ● チェンソー、刈払機、枝払機 ● マイク、拡声器、発電機、ドラムコード ● ビデオソフト、DVD等 ● 自動車、オートバイ ● 自転車、荷車、リヤカー、車いす <p>※記載した物品等は助成対象外経費となる物品の例示であり、記載のない物品についても、事業の遂行に必要なと認められない物品は助成対象外とする。</p>

・資格取得事業

項目	補助対象経費	補助対象外経費
受講料	● 資格取得に必要な講座等の受講料	● 左記対象以外の参考書の購入費 ● 趣味性の高いもの
教材費	● 資格取得に必要な講座等の教材費	
受験料	● 試験等の受験料	● 左記以外
登録料	● 資格の登録費用 ※ 最終的に資格取得とならない場合は対象外	
旅費	● 受講・試験会場までの交通費（往復） ※ 原則松前町から最も近い会場とする。（実費相当額） ※ 1 行程あたり 5 万円を上限とする。	
通信運搬費		● 電話料、インターネット回線料、郵送料等